

議案第90号

狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年11月29日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

児童福祉法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。